

平成25年7月28日 (20:30)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
室長補佐 喜田川典秀(内線2898)
救助係 谷山 里之(内線2830)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

7月28日の大雨の被害にかかる災害救助法の適用について
(第3報)

1 災害の概要

大雨による被害により、山口県及び島根県において多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、山口県及び島根県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【山口県】 萩市(はぎし)	7月28日	7月28日からの大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
※山口市(やまぐちし)	7月28日		
※阿武郡阿武町 (あぶぐんあぶちよう)	7月28日		
【島根県】 鹿足郡津和野町 (かのあしぐんつわのちよう)	7月28日		

※印は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置等